

令和5年6月28日

市政記者クラブ 様

名東区区政部市民課
担当：伊藤（778-3030）
（18時00分まで待機します。）

印鑑登録証明書交付申請書の紛失について

このたび、名東区市民課において、下記のとおり印鑑登録証明書交付申請書の紛失がありましたので、ご報告いたします。

記

- 1 発覚年月日
令和5年6月22日(木)
- 2 概要
 - ・6月21日(水)、Aさんが印鑑登録証明書および戸籍に関する証明書の交付申請のために来庁され、市民課に交付申請書2枚を提出されました。
 - ・6月22日(木)、職員が前日に発行した証明書の集計作業等を行う中で、印鑑登録証明書の交付申請書1枚の紛失が発覚しました。
 - ・6月23日(金)にAさんに連絡し、6月26日(月)にAさんにお持ちいただいた証明書を確認したところ、6月21日に発行した印鑑登録証明書がAさんの元にあることは確認出来ました。
 - ・印鑑登録証明書の交付申請書については、証明書の発行等に関わった職員に状況を確認し、事務室内を探索しましたが、現在のところ発見に至っておりません。
- 3 紛失した申請書に記載されていた内容
Aさんの住所、氏名、生年月日、電話番号、印鑑登録番号
- 4 対応
Aさんに状況を説明するとともに謝罪しました。
- 5 原因
申請者から受領した書類の散逸を防ぐ対策が徹底されていなかったため。
- 6 再発防止策
 - ・申請者から受領した書類は全て一つのクリアファイルに入れ、各手続き過程で書類を取り出す場合は、これを確実に戻し手続きを進めることを徹底します。
 - ・証明書の間に申請書が挟まり見落とすこと、証明書取り出し時に意図せず申請書がファイルから出てしまうことが無いようファイルの中の申請書を一番前に出す等の対策を徹底します。
 - ・交付窓口においては、申請者へ証明書をお渡しする前に、証明書の枚数及び内容を一通ずつ確認することを徹底します。
 - ・職員に対し、個人情報の取り扱いに関する注意喚起を継続的に行い、再発防止に努めます。